資料17　一次仮置場での災害廃棄物の受入手順の事例

＜入口案内係＞

(1) 受入管理票をもとに来場者の情報を確認・記入する。

・ 名前、住所を免許証等で確認する。電話番号を聞き取る。

・ 車のナンバープレートを見て、車両ナンバーを書く。

・ 解体業者、ボランティアでないことを確認する。

(2) 搬入物の確認

・ 災害で出たゴミであることを確認

・ 通常の生活ゴミがないことを確認（ある場合はゴミステーションに出すよう指示）

・ 危険物（ガソリン、ボンベ等）、処理困難物（農薬など）、土砂がないことを確認

(3) 荷下ろし場の案内

・ 持込物の品目を聞き取り、荷下場所を配置図で示す。

・ 一方通行であることを説明する。

＜各置場係＞

・ 来場者に「○○置場です」と説明し、それ以外のゴミを下ろさないよう指示する。

・ 荷下ろしするゴミが、その置場の品目であることを確認する。

・ 中身が取り出されていることを確認する（冷蔵庫、タンスなど）。

・ ゴミステーションで回収するゴミは、持ち帰ってもらう（配置図欄外参照）。

・ 違う品目が荷下ろしされた場合は、荷下ろしすべき場所を説明し、持っていかせる。

・ 持込みできないものが荷下ろしされた場合には、車両ナンバーと搬入物の内容を記録

しておく。

・ 一方通行徹底。必要に応じて2 周目を案内する（順序どおりに下ろせない場合）。

＜道路整理係＞

・ 配置は、入口、最後尾等、要所に置く。

・ 左折入場、左折退場を厳守。列は、一方向に伸ばし、割り込みは不可

・ 列が道路に達しそうな場合は、早めに市町村の担当者に報告する。

・ 時間内に受け入れられない行列になった時点で、最後尾に「本日受入終了」のプラカードを掲示する（掲示前に現場責任者に確認する）。

備考： 関西広域連合益城町災害対策支援本部（がれき班）第２陣 活動日誌（平成28年4月）参考資料より引用（一部修正）